

小学校区が設定・変更された際の地域諸団体の対応事例（市内各地域）

令和4年9月版

（新たに校区が設定された場合）

◆南千里駅周辺において、民間企業の寮の跡地で新たな住宅開発があった際に、今回のケース同様に、従来の住区の区分とは異なる小学校区が設定された事例がありました。その事例では、自治会を始めとする地域諸団体の活動区域は、小学校区と合わせる形になりました。

◆千里丘北の毎日放送跡地において、大規模な住宅開発が行われた際には、新たに小学校が建設されるとともに、諸団体の活動については、当該地区に新たな地区団体が組織されるケースもあれば、既存の周辺団体に編入されたケースもあるといった状況です。

（校区が変更された場合）

◆小学校区を基本に活動地域を定めていた団体において、多くの団体は、当面は従来どおりの地区で活動することとして、具体的な問題点が出てきた段階で、その都度、関係者が協議や相談を行い、対応されているケースが多い状況です。

◆小学校区と直接関連しない形で活動されている団体や行事などは、活動範囲を変更せず、そのまま活動されているケースが多い状況です。

【注】上記は、あくまでも過去の事例であり、地域ごとの活動スタイルに応じて、無理のない最適な形で対応していただくことが基本と考えております。

市民部 市民自治推進室 作成